

島根県老人クラブ連合会ホームページ広告取扱基準

第1 趣旨

島根県老人クラブ連合会ホームページ広告掲載事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 業種または事業者

次の各号のいずれかに該当する業種または事業者の広告は掲載しない。

なお、広告を掲載期間中において、これらの業種または事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団または暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に該当するもの
- (4) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (7) 建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和 63 年 5 月 31 日付け管発第 181 号）に基づく指名停止を受けているもの
- (8) 違法または不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (9) その他島根県老人クラブ連合会ホームページ広告に係る業種または事業者として適当でないと認められるもの

例えば、次のようなものをいう。

- ①医療行為に類似したサービスまたは医療用具、器具に類似した商品の提供、販売等に該当するもの
- ②特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条および第 51 条に規定する連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引に該当するもの。またはこれらに類する取引に該当するもの
- ③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 9 項に規定する「不公正な取引方法」に該当するもの
- ④探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）第 2 条に規定する探偵業に該当するもの
- ⑤占い、運勢判断等に該当するもの
- ⑥民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生または更生手続中のもの

第3 掲載基準

広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、本会ホームページに掲載することができない。

なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの、またはそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ①不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年第 134 号）第 4 条に違反する表示をするもの
 - ②私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 9 項に規定する「不公正な取引方法」に該当する建築条件付き宅地の広告
 - ③広告に関する規定がある法令等に違反するもの
 - ア. 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
 - イ. 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
 - ウ. 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）

- エ. 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- オ. 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）
- カ. 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- キ. 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）
- ④法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品またはサービスを提供するもの
- ⑤法令等に基づく許可等を受けていない商品またはサービスを提供するもの
- ⑥その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品またはサービスの提供に係るもの
- ⑦商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの
- (2) 公序良俗に反するもの、またはそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ①暴力、とばく、覚醒剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、または肯定、美化したものの
 - ②醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ③性に関する表現で、露骨、わいせつなもの、または裸体を含むもの
 - ④犯罪を誘発するもの、またはそのおそれのあるもの
 - ⑤その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの、またはそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ①他の者を誹謗、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害もしくは排斥するもの、またはそのおそれのあるもの
 - ②人権、性別心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの、またはそのおそれのあるもの
 - ③第三者の氏名、写真を無断で使用するものおよびプライバシーを侵害するもの、またはそのおそれのあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ①公の選挙もしくは投票の事前運動に該当するもの、またはそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
 - ②政治団体による政治活動を目的とするもの、またはそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）
 - ③宗教団体による布教推進等を目的とするもの、またはそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）
- (5) 社会問題についての特定の主義または主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ①個人または団体の意見広告
 - ②国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義もしくは主張またはこれらを含むもの
- (6) 個人または法人の名刺広告
- (7) 虚偽の内容もしくは事実と異なる内容を含むもの、または事実を誤認するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ①統計、文献、専門用語等を引用し、または取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、または他の事業者のものよりも著しく優良もしくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示または表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。）
 - ②射幸心をあおる表示または表現
 - ③誇大な表現を含むもの
 - ④社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格等を使用して権威づけようとするもの
 - ⑤投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - ⑥他人名義の広告
 - ⑦その他消費者を誤認させるおそれのある表示または表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）
- (8) 次に掲げる人事募集広告。
 - ア. 雇用主名、所在地、電話番号、業種、応募者の職種、待遇を表示していないもの
 - イ. 労働基準法（昭和 22 年法律第 29 号）等関係法令を遵守していないもの

- ウ. 人事募集を装い、商品の売りつけおよび出資させることが目的のもの
エ. 売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるもの
- (9) 比較広告。例えば、次のようなものをいう。
- ①自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品として明示または暗示するもの
 - ②商品等の内容または取引条件を比較するもので、二重価格表示があるものまたは第三者が推奨もしくは保証する記述があるもの
- (10) 内容または責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- ①通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - ②通信教育、講習会、塾または学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
 - ③外国に本校または本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (11) その他島根県社会福祉協議会（以下「本会」という。）ホームページの性質等に照らし広告掲載することが適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ①本会が、広告主を支持し、またはその商品もしくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの
 - ②品位を損なう表現のもの
 - ③投機を著しくあおる表現のもの
 - ④債権取立て、示談引き受けなどに関するもの
 - ⑤謝罪、釈明などのもの
 - ⑥訪ね人、養子縁組などのもの
 - ⑦暴力団または暴力団の構成員を賞揚もしくは鼓舞し、または暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

第4 広告禁止表現

次の表現を含んだバナー広告は、本会ホームページ閲覧者（以下「閲覧者」という。）の意思に反する、または閲覧者に誤認を与えるおそれがあるため、禁止とする。

- ①「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- ②アラートマーク
- ③ラジオボタン
- ④テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- ⑤プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

第5 本会ホームページとの区別

次の表現については、閲覧者が本会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- ①本会ホームページと類似の色調および字体を使用するもの
- ②「ボランティア募集」など一般的な表現であり、なおかつ閲覧者が本会の事業であると錯誤しやすいもの

第6 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

第7 解像度

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

第8 掲載基準の適用

第3に定める掲載基準および第4から第7まで定める広告表現等についての適用は、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全てまたは一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができるものと認められる場合は、広告主に修正、削除等を求めることができる。

第9 その他

この基準に規定するもののほか、本会は必要に応じて別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。